

応用生態工学会若手の会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、「応用生態工学会若手の会」と称する。

第2章 目的・活動

第2条 (目的)

本会は、応用生態工学の研究者・技術者と応用生態工学研究の双方の発展・活性化を目標とする。将来の応用生態工学を担う若手の研究者・技術者に対して、研究分野や職業間の横断的な交流の場を設け、応用生態工学研究に関する情報提供を行うことを目的とする。

第3条 (活動)

本会は応用生態工学会からの後援を受けるが、応用生態工学会とは異なる組織であり、本会の活動責任は本会にある。

本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 応用生態工学に関する若手層の研究会・勉強会・シンポジウムの開催
2. 若手層の交流会・懇親会の開催
3. 本会ホームページ・メーリングリストの運営

第3章 会員

第4条 (会 員)

本会は、応用生態工学の発展、研究成果を積極的に社会に還元することを目指す若手研究者、若手技術者、大学院生、学生によって組織する。

第5条 (入 会)

本会メーリングリストの登録を以って、会員とする。

第6条 (会 費)

イベント(研究会・勉強会・シンポジウム参加費など)を除いて、入会費・年会費は徴収しない。

第7条 (資格の喪失)

1. 本人がメーリングリスト退会を申し出たとき
2. 本会の名誉を傷つけたとき、または本会の目的に反する行為があったとき

第4章 運営委員会委員

第8条 (委員)

本会に以下の委員をおく。

1. 運営委員会委員長 (会長) 1名
2. 運営委員会副委員長 (副会長) 1名
3. 運営委員 1～2名

第9条 (運営委員会委員長)

1. 運営委員会委員長は、応用生態工学会との連携を図るため応用生態工学会会員で、かつ若手の会会員の中から、学会大会時に開催される集会あるいはメーリングリスト上の承認によって選出される。特段問題のない限り、候補者は運営委員会副委員長 (副会長) とする。
2. 任期は選出されてから、2年とする。ただし、再任は連続4年までとする。
3. 運営委員会委員長は、本会を代表してその会務を総括する。

第10条 (副委員長・運営委員)

1. 副委員長および運営委員は、運営委員会委員長が会員の中から任命する。委員長の補佐ならびに若手の会主催の企画・運営に当る。
2. 運営委員は、応用生態工学会会員で、かつ複数の異なる専門分野の若手研究者や若手技術者が含まれるものとする。
3. 任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

第11条 (会計)

1. 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。会計報告を、メーリングリスト上で会員全員に報告する。報告時期は、該当年の翌年4月30日までとする。同じく翌年5月31日迄に会員の承認を得て、決算報告とする。

第5章 会議

第14条 (総会)

1. 総会は会員により構成され、次の事項を議決する。総会の開催方法は、運営委員会委員長に一任する。
 - 1) 会長の選任
 - 2) 予算、決算の承認
 - 3) 規約の変更に関する事項
2. 総会における会員の議決権は各一個とし、議決はメールによる回答数が、会員の過半数を占めることによって決め、可否同数のときは運営委員会委員長がこれを決定する。

(付 則)

1. 本会発足時初期（平成 19 年度迄）については、上記規約に係わない。
2. 本規約は、平成 20 年 5 月 5 日より施行する。